様式第七号（第十条の二関係）

許可番号　第０４５０９１８０４９０号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住　所　　熊本県宇城市小川町南小野１２１３番地１

氏　名　　株式会社　前﨑産業　　代表取締役　前﨑　国男
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第１項の許可を受けた者であることを証する。

宮崎県知事　　河野　俊嗣

廃棄物処理法専用 宮崎県知事印

許可の年月日　　令和４年６月２６日

許可の有効年月日　　令和９年６月２５日

１．事業の範囲

積替え・保管の有無　　なし

産業廃棄物の種類
燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）
以上１１種類でこれらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。
以下余白

２．積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし

３．許可の条件　　なし

４．許可の更新又は変更の状況
裏面のとおり

５．積替え許可の有無　　有・(無)

６．規則第９条の２第８項の規定による許可証の提出の有無　　有・(無)

許可更新年月日 変更許可年月日 及び許可番号	許可の更新、変更事項等
平成29年6月26日 第04509180490号	新規許可
令和元年6月21日	変更届 取扱品目「廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」の政令改正に伴う水銀使用製品産業廃棄物の追加
令和4年6月20日	変更届　事業場の追加
令和4年6月26日 第04509180490号	更新許可 以下余白

（別記）

1　事務所及び事業場の所在地

［事　務　所］　熊本県宇城市小川町南小野１２１３番地１　　電話番号：0964-43-3055

［事　業　場］　熊本県宇城市小川町南小野１２１３番地１　　電話番号：0964-43-3055

熊本県宇城市小川町南小野１２２１番地１

熊本県宇城市小川町南小野１２１０番地

熊本県宇城市小川町中小野３２５番１

熊本県宇城市豊野町山崎５３１番２

熊本県宇城市豊野町山崎４８９番

2　特記事項

①　県外産業廃棄物の宮崎県内への搬入に当たっては、「宮崎県県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する指導要綱」（平成４年１０月２６日定め）の規定を遵守すること。

②　運搬車両については、宮崎県産業廃棄物処理業者情報サービスシステム（http://sanpai.pref.miyazaki.lg.jp/）で情報提供を行っている。